

# CY Newsletter

Vol. 4

## 改正会社法法務省令案の公表 ～グループ内部統制を中心に～

弁護士 寺崎 大介

### 1. はじめに

平成26年11月25日に、平成26年6月20日に成立し、同月27日に公布された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)(以下「改正法」)に伴う法務省令(会社法施行規則・会社計算規則)の改正案が公表されました。既に、パブリックコメントの期限は終了しましたが、平成27年1月16日現在、それを反映した最終の法務省令は、公表されていません。

しかし、改正法の施行時期は、平成27年5月1日となることが内定しましたので、現時点の法務省令案の内容について、改めて確認しておくことが必要と考えられるため、法務省令案の公表により初めて詳細が明らかとなったグループ内部統制に関する改正を中心に、組織再編を除く親子会社に関する改正内容を概説することとします。

なお、会社法改正の概要につきましては、弊事務所の2014年8月のNewsletter Vol.3をご参照ください。

### 2. 内部統制システムに関する改正のポイント

#### (1) グループ内部統制の法律化

まず、内部統制システムの整備についての決定義務(改正法第362条4項6号等)については、法務省令(会社法施行規則第100条1項5号)で定められていた企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備義務が、会社法本体に明記されることになりました。

**改正法第362条4項6号**(第348条3項4号、第399条の13第1項1号ハ、第416条1項1号ホも同じ)

「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」

これは、企業集団による経営が進展し、親会社やその株主にとって子会社の経営が重要になっていることを踏まえ、実質的な改正ではないものの、株式会社とその子会社から成る企業集団に係る内部統制システムについての規定を法律に格上げするものです。なお、現行の会社法施行規則第100条1項5号の文言と比較しますと、企業集団に「親会社」を含めていませんが、施行規則案第100条1項5号の柱書では引き続き親会社も含まれており、単に法律への格上げの対象となっていないだけです。

また、この改正の審議過程から、親会社の取締役がその善管注意義務の一環として、子会社の業務を監督する義務を一定程度負っていることを前提としていると考えられるという解釈が固まりつつあることについては留意が必要です。

その上で、施行規則案では、以下のとおり、グループ内部統制についての具体的内容が定められました。

**【現行】 施行規則第100条1項5号**

当該株式会社並びにその親会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

**【改正案】 施行規則案第100条1項5号** (第98条1項5号、第110条の4第2項、第112条2項も同様)

- 次に掲げる体制その他の当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ 当該株式会社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、法第589条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者(ハ及びニにおいて「取締役等」という。)の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制
  - ロ 当該株式会社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ハ 当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ニ 当該株式会社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

上記のとおり、施行規則案第100条1項5号のイロハニは、現行施行規則第100条1項の1号から4号について、子会社に引き直した内容となりました(他方で、施行規則案第100条1項の1号から4号は、当該株式会社のみを対象とする内容とされました。)。但し、1号と5号イには違いがあり、「職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」ではなく「職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制」とされ、子会社から親会社へのレポーティングを求める内容とされている点には注意が必要です。

**(2) 監査役を支える体制等の充実化**

次に、内部統制システムについては、法務省令において、監査を支える体制や監査役による使用人からの情報収集に関する体制に係る規定の充実・具体化を図ることが追加されました。

**施行規則案第100条3項** (第98条4項、第110条の4第1項、第112条1項も同様)

- 1 当該監査役設置会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 2 前号の使用人の当該監査役設置会社の取締役からの独立性に関する事項
- 3 当該監査役設置会社の監査役第1号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 4 次に掲げる体制その他の当該監査役設置会社の監査役への報告に関する体制
  - イ 当該監査役設置会社の取締役及び会計参与並びに使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制
  - ロ 当該監査役設置会社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制
- 5 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 6 当該監査役設置会社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 7 その他当該監査役設置会社の監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

現行施行規則では1号、2号、4号の一部、7号のみとなっているところ、施行規則案では3号、4号ロ、5号、6号が追加されることとなります。主に実効性の確保を重視した追加となりますが、4号のロにおいては、上述したグループ内部統制の充実化の一環で、子会社の取締役、使用人等(又はこれらのものから報告を受けた者)から、親会社の監査役に対して報告することが求められています。

**(3) 事業報告への運用状況の記載義務**

さらに、内部統制システムの「運用状況の概要」を事業報告の内容として、報告することが義務づけられました。

これまででは、会社法施行規則第118条2号において、内部統制システムの「決定又は決議の内容の概要」のみを記載すれば足りたところ、これに加え施行規則案では、「当該体制の運用状況の概要」が記載事項として追加されています。これは、監査役の監査の実効性を高め、内部統制システムの構築をさらに実効的なものとするために、運用状況を事業報告に記載させる趣旨です。

なお、監査役による監査報告への記載内容について定める施行規則第129条1項5号の文言自体は、変更ありませんが、上記の改正に伴って、運用状況が相当でない場合には、監査報告にその旨及びその理由を記載する必要があります。

この事業報告における内部統制システムの運用状況の概要の記載義務の経過措置については、施行日以後に事業年度が終了する最初の期については、施行日以後のものに限られることになりました。

したがって、例えば3月決算の会社の場合、平成27年3月期の事業報告については対応は不要ですが、平成28年3月期の事業報告には、施行日である平成27年5月1日以降の内部統制システムの運用状況を記載する必要があります。

#### (4) 実務上の留意点

上記のとおり、事業報告への運用状況の記載義務については、経過措置が設けられていますが、内部統制システムの決定時期自体についての経過措置はありません。したがって、施行日前において、改めて内部統制システムに関する取締役会決議を経た上で、施行日を迎えることが求められます。また、例えば3月決算の会社の場合には、仮に当該取締役会決議を平成27年3月中に行うと、事業年度末である平成27年3月末現在における決議の内容の概要を事業報告に記載することになる点に注意が必要です(もちろん、運用状況の概要の記載は不要です。)。なお、取締役会の決議は改正法の施行を条件とする条件付きのものでも構いませんが(その場合には、事業報告は旧決議の内容で構わないことになります。)、内部統制システムの充実化を遅らせる意味もありませんので、決定後すぐに運用を開始することでも問題ないと思われる。

具体的に必要な準備としては、以下の事項が考えられます。

##### (a) 子会社の管理監督体制の見直し

既に、対応されている会社がほとんどだと思われるのですが、①グループ会社の管理規程の整備、②グループ会社の統括部署の強化、及び③内部監査部門の強化を中心に、管理体制の確認、強化を図っていくことが望ましいことになります。もちろん、すべての子会社を同様に管理することは困難ですので、子会社の重要性、リスクの有無によって濃淡をつけた上で管理することも検討すべきです。

##### (b) 監査役を支える体制、内部通報制度等の見直し

監査役を支える体制については、既に、多くの会社が対応済みだと思われるのですが、例えば、監査役が独自に弁護士や公認会計士の補助を受けられるようにするなど、独立して監査活動を実効的に行うことができるような仕組みについては、改めて検討が必要でしょう。

また、内部通報制度についても、構築されている企業が多いと思われるのですが、今回の改正内容からすると、報告窓口として監査役を定めるか、少なくとも、報告窓口から監査役に確実に報告が行くような体制にしておくことが必要ではないかと考えられます。この点についての見直しも早めに進めて行くべきです。

### 3. 親会社等との間の利益相反取引

上記2については、親会社から子会社に対するコントロールの充実を意図した改正ですが、他方で、本改正では、子会社の少数株主の保護の観点からの改正事項も存在します。すなわち、子会社が親会社との間で利益相反取引が行われることを防止するため、法務省令を改正し、子会社の少数株主の利益を配慮することを事実上求めているものです。改正点は、以下の2点となります。

- (1) 個別注記表に記載された親会社等との利益相反取引(関連当事者取引・計算規則第112条1項)に関し、以下の事項を事業報告(及びその附属明細書)に記載する義務が新設されました(施行規則案第118条5号、第128条3項)。なお、この利益相反取引には、間接取引も含まれることが明確化されています。

- ① 取引をするに当たり会社の利益を害さないように留意した事項 (当該事項がない場合はその旨)
- ② 取引が会社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由
- ③ ②の判断が社外取締役の意見と異なる場合には、その意見

なお、ここでの「親会社等」には、株式会社の親会社のみならず、いわゆるオーナーである株主等の自然人が含まれます。すなわち、「株式会社の経営を支配している者(法人であるものを除く。 )として法務省令で定めるもの」(改正法第2条4号の2ロ)が含まれますが、法務省令案では、「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配している場合」には、このような支配株主に該当することとされました(施行規則案第3条の2第2項)。これは、親会社に該当する基準(施行規則第3条2項・3項)と同様に定められており、実質的支配基準によるものと考えられます(施行規則案第3条の2第3項)。

- (2) 上記(1)の記載事項についての意見が監査役(会)等の監査報告の内容とされました(施行規則案第129条1項6号)。これにより、親会社等との間の取引内容が適正かどうか、取締役も監査役も厳しく判断することが必要になってきます。

経過措置としては、事業報告等への記載は、施行日以後にされた関連当事者間取引に限ることとされました。したがって、例えば3月決算の会社の場合、平成27年3月期の事業報告については対応は不要ですが、平成28年3月期の事業報告には、施行日である平成27年5月1日以降に行われた関連当事者間取引についての記載義務があり、監査役もこれについて監査することが求められます。

#### 4. 多重代表訴訟に関する法務省令事項

その他の親子会社間の規律に関する改正事項として重要な点は、多重代表訴訟の導入です。もともと、こちらについては、法務省令で定められた点は、以下の3点にとどまっています。

- ・ 多重代表訴訟の対象となるのは、親会社の取締役等に相当する重要な子会社の取締役等の責任、すなわち「特定責任」に限られますが、この「特定責任」については、責任原因事実が生じた日における当該会社の株式の帳簿価額が最終完全親会社等の総資産額の5分の1を超える子会社の、「発起人等」の責任と定められています(改正法第847条の3第4項)。この「総資産額」の算定方法は、事業譲渡等における簡易要件の算定方法(施行規則第134条)等と同様の算定方法とされました(施行規則案第218条の6)。
- ・ 多重代表訴訟の対象となる特定責任の請求方法については、書面又は電磁的方法により、①被告となるべき者、②請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実、③最終完全親会社等の名称及び住所並びに最終完全親会社等の株主である旨を提出・提供することとされました(施行規則案第218条の5)。
- ・ 株式会社が、特定責任追及の訴えを提起しない場合には、請求した株主等に対し、訴えを提起しない理由を通知しなければなりません。その内容については、①会社の行った調査の内容、責任の有無の判断及びその理由、③責任があると判断したにもかかわらず訴えを提起しない場合にはその理由、を記載した書面の提出又は電磁的方法による提供と定められました(施行規則案第218条の7)。

多重代表訴訟についての解説の詳細は、省略させていただきますが、このような親会社株主の保護の観点からの改正事項が増えたとしても、多重代表訴訟が提起可能な範囲はかなり狭いことから、今後も、親会社の株主から親会社の取締役に対する、子会社管理責任の追及は避けられないと考えられますので、上記のとおり、グループ内部統制の一環としての子会社の管理監督体制の整備はしっかり進めておく必要があるでしょう。

以上